

令和6年10月

## **在留資格「特定技能（工業製品製造業分野に限る。）」に係る在留申請 オンラインシステムの入力方法について**

在留資格「特定技能」の素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野について、本年9月30日に、工業製品製造業分野に名称変更されたほか、7業務区分が新規に追加されました。

それに伴ってシステム改修を検討しておりますが、当該作業が完了するまでの間は下記のとおり、入力項目を読み替えて入力していただきますようお願いいたします。

ご迷惑をおかけしますが、ご不明点は、最寄りの地方出入国在留管理官署までお尋ねください。

## 1. 特定技能1号に係る申請の場合

以下のとおり読み替えてください。

### 1 技能水準

評価区分 **必須**

選択してください。

「分野別運用方針に定める評価方法による証明」を選択した場合に、合格した試験名を選択または、その他の評価方法を入力

合格した試験名1

選択してください。

受験地

選択してくだ

合格した

合格した試験名に関して、以下のとおり読み替えてください。

- 製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)
- 製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)
- 製造分野特定技能1号評価試験(金属表面処理)
- 製造分野特定技能1号評価試験(紙器・段ボール箱製造)
- 製造分野特定技能1号評価試験(コンクリート製品製造)
- 製造分野特定技能1号評価試験(RPF製造)
- 製造分野特定技能1号評価試験(陶磁器製品製造)
- 製造分野特定技能1号評価試験(印刷・製本)
- 製造分野特定技能1号評価試験(紡織製品製造)
- 製造分野特定技能1号評価試験(縫製)

⇒ いずれの試験に合格した場合でも、

**製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)**を選択してください。

(2) 従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て入力)

特定産業分野1

必須

選択してください。

業務区分1

必須

選択してください。

特定産業分野2

選択してください。

業務区分

選

特定

選

業務

選

特定産業分野に関して、以下のとおり読み替えてください。

工業製品製造業分野(特定技能1号)

⇒ **素形材・産業機械・電気電子(特定技能1号)**を選択してください。

(2) 従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て入力)

特定産業分野1

必須

選択してください。

業務区分1

必須

選択してください。

特定産業分野2

選択してください

業務区分2

選

業務区分に関して、以下のとおり読み替えてください。

【工業製品製造業分野】

機械金属加工

電気電子機器組立て

金属表面処理

紙器・段ボール箱製造

コンクリート製品製造

R P F 製造

陶磁器製品製造

印刷・製本

紡織製品製造

縫製

⇒ いずれの業務区分に係る申請でも、全て

機械金属加工(素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号)を選択してください。

## フリー欄

フリー欄に以下のとおり入力してください。

※1 特定産業分野について、「工業製品製造業分野」を入力してください。

※2 業務区分について、以下のとおり入力してください。

「機械金属加工」に該当する場合 ⇒ 「機械金属加工区分」を入力

「電気電子機器組立て」に該当する場合 ⇒ 「電気電子機器組立て区分」を入力

「金属表面処理」に該当する場合 ⇒ 「金属表面処理区分」を入力

「紙器・段ボール箱製造」に該当する場合 ⇒ 「紙器・段ボール箱製造区分」を入力

「コンクリート製品製造」に該当する場合 ⇒ 「コンクリート製品製造区分」を入力

「RPF製造」に該当する場合 ⇒ 「RPF製造区分」を入力

「陶磁器製品製造」に該当する場合 ⇒ 「陶磁器製品製造区分」を入力

「印刷・製本」に該当する場合 ⇒ 「印刷・製本区分」を入力

「紡織製品製造」に該当する場合 ⇒ 「紡織製品製造区分」を入力

「縫製」に該当する場合 ⇒ 「縫製区分」を入力

※3 合格した試験名について、以下のとおり入力してください。

「製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(機械金属加工)」を入力

「製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(電気電子機器組立て)」を入力

「製造分野特定技能1号評価試験(金属表面処理)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(金属表面処理)」を入力

「製造分野特定技能1号評価試験(紙器・段ボール箱製造)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(紙器・段ボール箱製造)」を入力

「製造分野特定技能1号評価試験(コンクリート製品製造)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(コンクリート製品製造)」を入力

「製造分野特定技能1号評価試験(RPF製造)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(RPF製造)」を入力

「製造分野特定技能1号評価試験(陶磁器製品製造)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(陶磁器製品製造)」を入力

「製造分野特定技能1号評価試験(印刷・製本)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(印刷・製本)」を入力

「製造分野特定技能1号評価試験(紡織製品製造)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(紡織製品製造)」を入力

「製造分野特定技能1号評価試験(縫製)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(縫製)」を入力

なお、「特定産業分野」、「業務区分」及び「合格した試験名」の間には、それぞれ「/」(スラッシュ)を入力してください。

## 2. 特定技能 2 号に係る申請の場合

以下のとおり読み替えてください。

### 1 技能水準

評価区分 **必須**

選択してください。

「分野別運用方針に定める評価方法による証明」を選択した場合に、合格した試験名を選択または、その他の評価方法を入力

合格した試験名1

選択してください。

合格した試験名に関して、以下のとおり読み替えてください。

製造分野特定技能 2 号評価試験(機械金属加工) 及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション)

製造分野特定技能 2 号評価試験(電気電子機器組立て)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション)

製造分野特定技能 2 号評価試験(金属表面処理)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション)

⇒ いずれの試験に合格した場合でも、

**製造分野特定技能 2 号評価試験(機械金属加工)**を選択してください。

(2) 従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て入力)

特定産業分野1

必須

選択してください。



業務区分1

必須

選択してください。



特定産業分野2

選択してください。



業務

特定産業分野に関して、以下のとおり読み替えてください。

工業製品製造業分野(特定技能1号)

⇒ 素形材・産業機械・電気電子(特定技能2号)を選択してください。

(2) 従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て入力)

特定産業分野1

必須

選択してください。

業務区分1

必須

選択してください。

特定産業分野2

選択

業務区分に関して、以下のとおり読み替えてください。

【工業製品製造業分野】

機械金属加工

電気電子機器組立て

金属表面処理

⇒ いずれの業務区分に係る申請でも、全て

機械金属加工(素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号)を選択してください。

## フリー欄

フリー欄に以下のとおり入力してください。

※1 特定産業分野について、「工業製品製造業分野」を入力してください。

※2 業務区分について、以下のとおり入力してください。

「機械金属加工」に該当する場合 ⇒ 「機械金属加工区分」を入力

「電気電子機器組立て」に該当する場合 ⇒ 「電気電子機器組立て区分」を入力

「金属表面処理」に該当する場合 ⇒ 「金属表面処理区分」を入力

※3 合格した試験名について、以下のとおり入力してください。

「製造分野特定技能2号評価試験(機械金属加工)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(機械金属加工)」を入力

「製造分野特定技能2号評価試験(電気電子機器組立て)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(電気電子機器組立て)」を入力

「製造分野特定技能2号評価試験(金属表面処理)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(金属表面処理)」を入力

なお、「特定産業分野」、「業務区分」及び「合格した試験名」の間には、それぞれ

「/」(スラッシュ)を入力してください。